

## 「燃料サーチャージ制」について (平成 25 年 11 月 1 日改定)

弊社では、平成 20 年 8 月に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年 10 月より適用実施しております。

私ども運送業界における主要な経費のひとつであります軽油につきましては、原油価格の高騰に伴い年々軽油価格は上昇を続けており、今後の価格動向につきましてはまったく予断を許さない状況が続いています。このような状況下のもと平成 20 年 3 月 14 日付にて、国土交通省から軽油価格上昇分の運賃への転嫁を進める為に、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」が発表され、トラック事業者にも燃料サーチャージ制を導入することが決定されました。弊社では平成 20 年 8 月 28 日に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年 10 月より特積貨物並びに貸切貨物につきまして、ご了承を頂きましたお客様より順次適用させて頂いております。

弊社と致しましても、様々な環境変化に対応すべく、全力を挙げて経費削減に取り組んでまいりましたが、これまでの度重なるコストアップ要因は企業内努力だけでは限界を超え、健全なる企業運営を継続することは困難な状況下にあります。つきましては誠に恐縮ではございますが、燃料サーチャージ制につきましてはご理解、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 燃料サーチャージ制とは

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用するものです。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化し、基準とする燃料価格より低下した場合にはこれを廃止します。

### 【現在の料金適用燃料価格】

適用期間：平成 25 年 11 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日ご出荷貨物分

対象月	軽油単価
平成 25 年 7 月	134.9 円/ℓ
平成 25 年 8 月	138.8 円/ℓ
平成 25 年 9 月	138.9 円/ℓ

**3 カ月 平均 137.5 円/ℓ**

**届出ランク：⑥を使用**

(参考) 平成 24 年 7 月～9 月の 3 カ月平均 124.6 円/ℓ (+12.9 円/ℓ、+10.4%)

※経済産業省資源エネルギー庁発表の 石油製品価格調査(軽油現金価格)の中部運輸局管内の平均単価を使用  
<http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/sekiyukakaku/sekiyukakaku1.htm>

方式：集荷+配達+幹線の合計サーチャージ (全日本路線連盟方式)  
基準価格：平成 7 年時点での店頭平均価格 77.7 円/ℓ / 平成 20 年 8 月届出時 (6 月) の店頭平均価格 152.0 円/ℓ  
改定条件：3 カ月間の店頭平均価格を計算し、3 カ月間の最終月の翌々月から改定する。

適用につきましての詳細は、最寄りの支店までご連絡下さい。

HPでの検索は → <https://sline.co.jp/group/search.php> より